

## 1. 産業廃棄物処理施設の設置状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成18年度実績）による〕

## (1) 調査方法

- ①調査対象機関 47都道府県、57政令市  
 ②調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数

## (2) 調査結果の概要

平成19年4月1日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数、全体で21,371施設（前年度（21,499施設）となっており、前年度より128施設（前年度比約0.6%）減少している。（表1-1参照）

表1-1 産業廃棄物の処理施設数

区 分	施設数 (平成19年4月1日現在)	平成18年度分		
		新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設	19,076 (19,164)	823	172	787
汚泥の脱水施設	4,221 (4,810)	59	15	442
汚泥の乾燥施設（機械）	248 (242)	12	4	6
汚泥の乾燥施設（天日）	74 (73)	1	2	3
汚泥の焼却施設	691 (679)	23	15	15
廃油の油水分離施設	253 (256)	8	1	13
廃油の焼却施設	668 (639)	25	11	15
廃酸・廃アルカリの中和施設	182 (186)	1	4	4
廃プラスチック類の破碎施設	1,411 (1,286)	177	21	23
廃プラスチック類の焼却施設	1,009 (1,052)	26	7	31
木くず又はがれき類の破碎施設	8,529 (8,135)	456	80	182
コンクリート固型化施設	37 (40)	1	0	2
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8 (8)	0	0	0
シアン化合物の分解施設	182 (194)	2	0	17
PCB廃棄物の焼却施設	0 (0)	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	17 (16)	0	0	1
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	13 (16)	0	0	0
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,533 (1,532)	32	12	33
最終処分場	2,295 (2,335)	28	29	54
遮断型処分場	33 (33)	0	1	0
安定型処分場	1,382 (1,413)	19	17	33
管理型処分場	880 (889)	9	11	21
合 計	21,371 (21,499)	851	201	841

注) 1. ( ) 内は前年度の調査結果

①中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 19,076 施設となっており、前年度との比較では 88 施設（前年度比 0.5%）の減少となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破碎施設が 44.7%、汚泥の脱水施設が 22.1%、その他の焼却施設が 8.0%を占めている。

新規に許可を受けた焼却施設は 33 施設であり、前年度と比べて 2 施設の増加となった。（経年変化は図 1－1 参照）

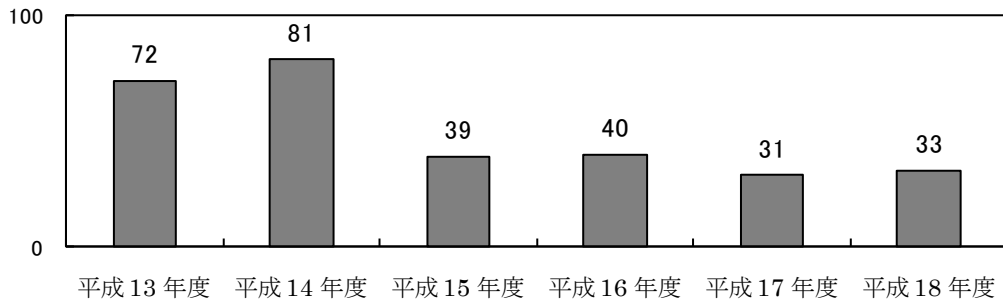
②最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 2,295 施設となっており、前年度との比較では 40 施設の減少となっている。

新規に許可を受けた最終処分場は 28 施設であり、前年度と比べて 4 施設の減少となった。（経年変化は図 1－2 参照）

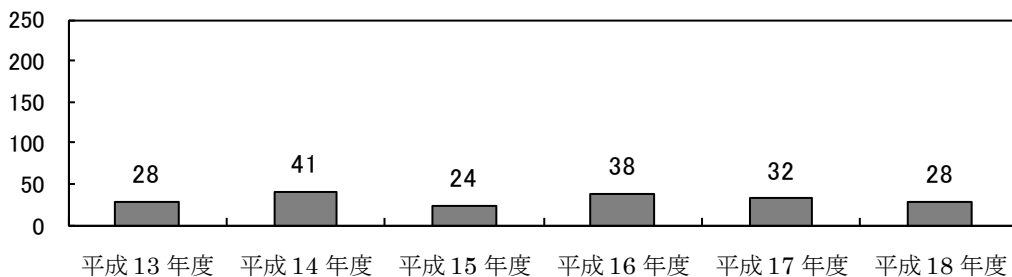
（参考）産業廃棄物処理施設の新規許可件数推移

図 1－1 焼却施設の新規許可件数



注) 焼却施設については「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も施設数で 1 としているため、表 1－1 の数値とは一致しない。

図 1－2 最終処分場の新規許可件数



## 2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

[産業廃棄物行政組織等調査（平成18年度実績）による]

### (1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、57 政令市
- ②調査内容 産業廃棄物処理業者の許可件数

### (2) 調査結果の概要

#### ①産業廃棄物処理業の許可の状況

平成19年4月1日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より4,483件増加し、287,101件となっている。そのうち、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、27,498件であった。

(図2-1、表2-1参照)

図2-1 許可件数の経年変化

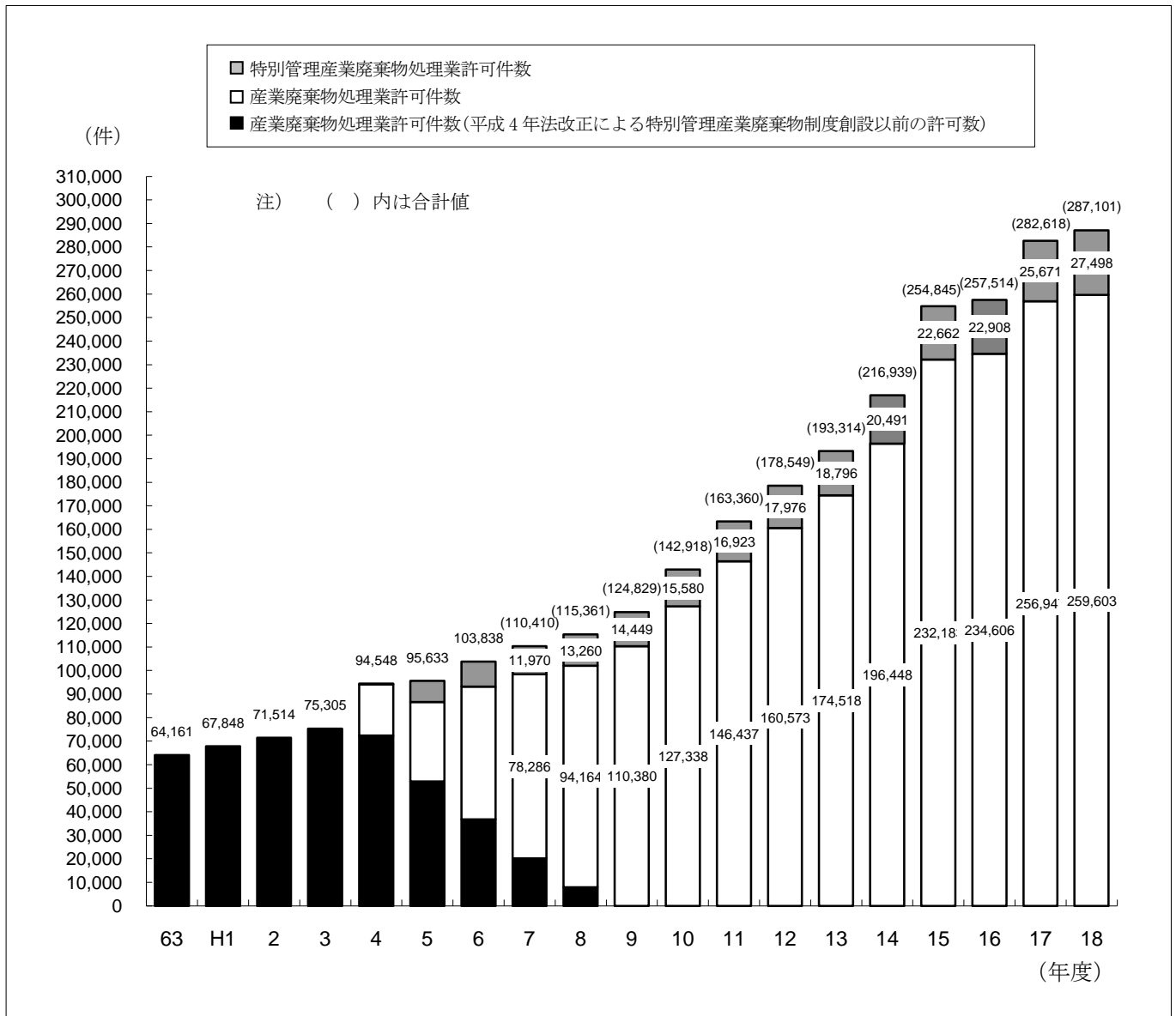


表 2-1 産業廃棄物処理業の許可件数（平成 19 年 4 月 1 日現在）

許 可 件 数		合 計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
259,603	27,498	287,101

(内 訳)

(ア) 産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 19 年 4 月 1 日現在)	平 成 18 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	246,669 ( 243,792)	22,307 ( 24,734)	29,322 ( 28,313)
積替あり	8,183 ( 8,317)	345 ( 374)	1,232 ( 1,100)
積替なし	238,486 ( 235,475)	21,962 ( 24,360)	28,090 ( 27,213)
処 分 業	12,934 ( 13,155)	753 ( 859)	1,965 ( 2,018)
中間処理のみ	11,818 ( 11,895)	735 ( 831)	1,787 ( 1,820)
最終処分のみ	540 ( 529)	13 ( 15)	64 ( 69)
中間・最終	576 ( 731)	5 ( 13)	114 ( 129)
合 計	259,603 ( 256,947)	23,060 ( 25,593)	31,287 ( 30,331)

(イ) 特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 19 年 4 月 1 日現在)	平 成 18 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	26,654 ( 24,769)	2,869 ( 2,474)	1,920 ( 1,896)
積替あり	1,156 ( 1,065)	58 ( 50)	88 ( 65)
積替なし	25,498 ( 23,704)	2,811 ( 2,424)	1,832 ( 1,831)
処 分 業	844 ( 902)	43 ( 54)	60 ( 43)
中間処理のみ	775 ( 824)	36 ( 46)	57 ( 40)
最終処分のみ	47 ( 50)	7 ( 5)	2 ( 0)
中間・最終	22 ( 28)	0 ( 3)	1 ( 3)
合 計	27,498 ( 25,671)	2,912 ( 2,528)	1,980 ( 1,939)

- 注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。  
 2. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

②産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成 18 年度における産業廃棄物処理業の廃止（一部廃止を除く）の届出件数は合計 3,724 件であった。（表 2-2 参照）

表 2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数（平成 18 年度）

廃止届出件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
3,471	253	3,724

（内 訳）

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	3,185 (4,371)	231 (342)
積替あり	188 (113)	5 (11)
積替なし	2,997 (4,258)	226 (331)
処分業	286 (332)	22 (20)
中間処理のみ	257 (273)	19 (19)
最終処分のみ	18 (35)	2 (1)
中間・最終	11 (24)	1 (0)
合計	3,471 (4,703)	253 (362)

注) 1. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

### 3. 行政処分等について

[産業廃棄物行政組織等調査（平成 18 年度実績）による]

#### (1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、57 政令市
- ②調査内容 行政処分等

#### (2) 調査結果の概要

平成 18 年度における法第 18 条の報告徴収は 23,425 件（前年度 33,582 件）、法第 19 条の立入検査件数は、180,291 件（前年度 161,203 件）であった。

また、平成 18 年度における行政処分については、法第 14 条の 3 の 2（産業廃棄物処理業の許可取消し）と法第 14 条の 3 による処分（産業廃棄物処理業の停止処分）の合計は 809 件（前年度 810 件）、法第 14 条の 6 による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は 51 件（同 42 件）、法第 15 条の 3 による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し）と法第 15 条の 2 の 6 による処分（産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令）の合計は 80 件（同 108 件）、法第 19 条の 3 の命令（改善命令）は 71 件（同 100 件）、法第 19 条の 5 の命令（措置命令）は 59 件（同 75 件）、法第 19 条の 6 の命令（措置命令）は 0 件（同 0 件）であった。（表 3-1 参照）

表 3-1 行政処分等の件数（平成 18 年度）

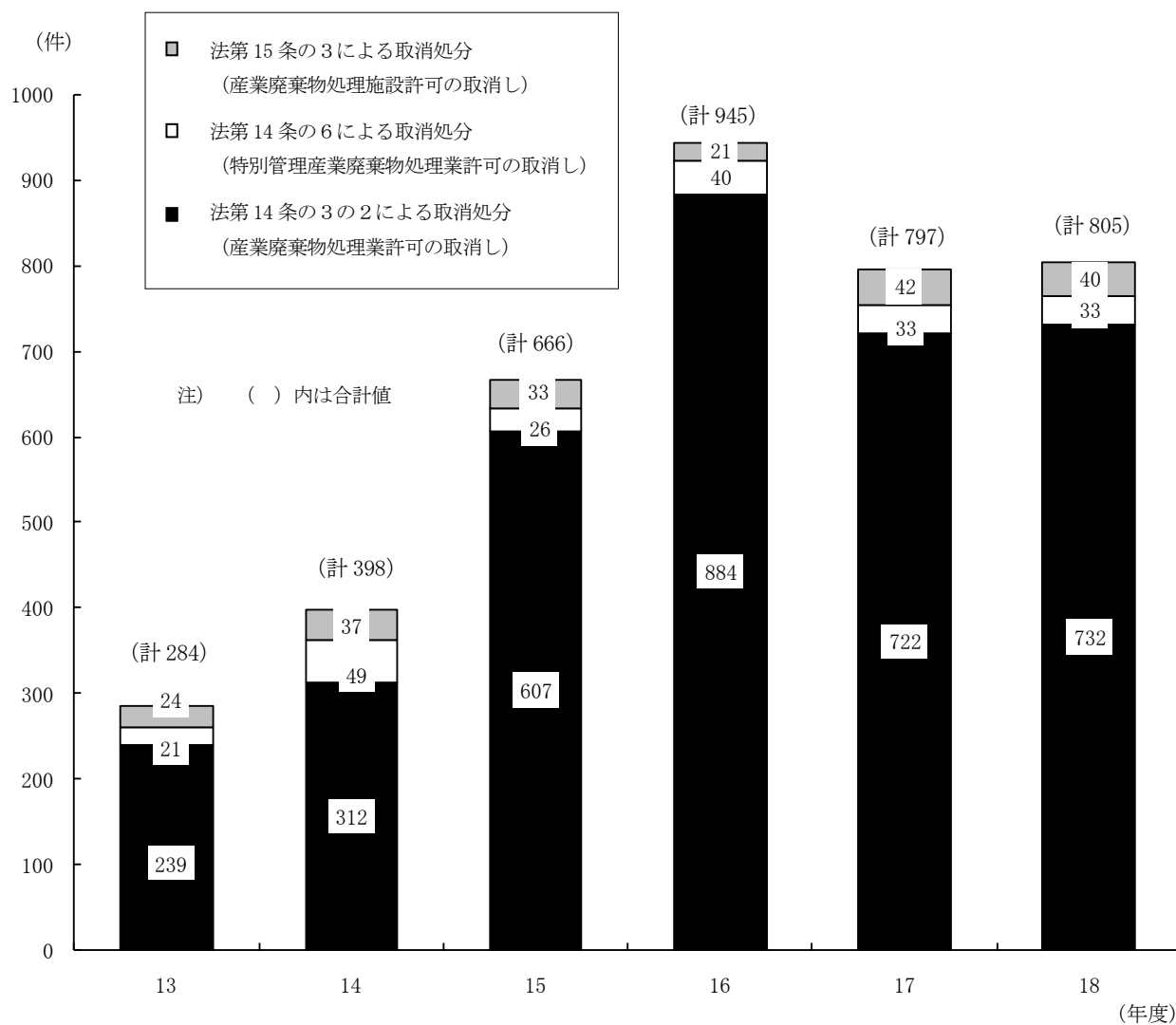
処分等の内容			件数			
立入検査等	法第 18 条の報告徴収		23,425	(33,582)		
	法第 19 条の立入検査		180,291	(161,203)		
管理票に関する行政指導	法第 12 条の 6 の勧告		6	(22)		
	法第 12 条の 6 に係る指導		116	(1,125)		
行政処分	処理業	(産業廃棄物処理業)		809	(810)	
		法第 14 条の 3 の 2 の処分	許可の取消し	732	(722)	
		法第 14 条の 3 の処分	全部停止	76	(81)	
			一部停止	1	(7)	
		(特別管理産業廃棄物処理業)		51	(42)	
		法第 14 条の 6 の処分	許可の取消し	33	(33)	
			全部停止	18	(8)	
	一部停止		0	(1)		
	処理施設	(産業廃棄物処理施設)		80	(108)	
		法第 15 条の 3 の処分	許可の取消し	40	(42)	
		法第 15 条の 2 の 6 の処分	改善命令	22	(38)	
			停止命令	18	(28)	
		事業者等	法第 19 条の 3 による処分	改善命令	71	(100)
			法第 19 条の 5 による処分	措置命令	59	(75)
法第 19 条の 6 による処分	措置命令		0	(0)		

注) 1. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

## 【参考資料】

### a) 取消処分の推移

図3-1 取消処分件数の経年変化



- 注) 1. 平成18年度の数值は、都道府県及び政令市に対し18年4月から平成19年3月末までの実績を調査した結果である。
2. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。

b) 産業廃棄物の許可施設数の推移

	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
中間処理施設	14,625	14,007	13,854	17,787	19,540	19,284	19,916	20,613	19,164	19,076
汚泥の脱水施設	6,653	6,631	6,724	6,715	6,708	6,646	6,682	6,666	4,810	4,221
汚泥の乾燥施設（機械）	216	215	228	234	232	242	235	238	242	248
汚泥の乾燥施設（天日）	90	85	88	88	82	84	83	78	73	74
汚泥の焼却施設	706	739	721	709	717	644	650	654	679	691
廃油の油水分離施設	278	270	263	264	271	261	266	265	256	253
廃油の焼却施設	670	686	667	646	646	629	637	635	639	668
廃酸・廃アルカリの中和施設	169	165	174	178	193	196	202	200	186	182
廃プラスチック類の破砕施設	418	464	528	617	703	832	951	1,161	1,286	1,411
廃プラスチック類の焼却施設	2,575	2,002	1,848	1,708	1,572	1,125	1,066	1,076	1,052	1,009
木くず又ははがれき類の破砕施設	—	—	—	4,091	5,970	6,684	7,248	7,765	8,135	8,529
コンクリート固型化施設	50	48	46	47	46	44	44	43	40	37
水銀を含む汚泥のばい焼施設	6	6	6	7	7	6	7	8	8	8
シアン化合物の分解施設	263	253	246	245	235	230	227	216	194	182
PCB廃棄物の焼却施設	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	—	—	2	5	10	13	17	18	16	17
PCB廃棄物の洗浄施設	—	—	0	0	3	5	6	13	16	13
その他の焼却施設	2,531	2,443	2,313	2,233	2,145	1,643	1,595	1,577	1,532	1,533
最終処分場	2,951	2,972	2,749	2,750	2,711	2,641	2,547	2,478	2,335	2,295
遮断型処分場	45	43	41	41	41	39	35	33	33	33
安定型処分場	1,805	1,834	1,669	1,674	1,651	1,632	1,554	1,484	1,413	1,382
管理型処分場	1,101	1,095	1,039	1,035	1,019	970	958	961	889	880
合計	17,576	16,979	16,603	20,537	22,251	21,925	22,463	23,091	21,499	21,371



c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況 (平成19年4月1日現在)

都 道 府 県	中間処理施設	最終処分場	
		うち焼却施設	
北海道	1,303	161	395
青森県	468	72	23
岩手県	344	57	46
宮城県	341	48	19
秋田県	287	43	23
山形県	305	67	26
福島県	418	118	76
茨城県	428	151	37
栃木県	286	49	19
群馬県	375	86	40
埼玉県	462	140	8
千葉県	586	187	47
東京都	356	48	5
神奈川県	697	162	23
新潟県	684	127	53
富山県	464	45	37
石川県	208	33	27
福井県	157	59	15
山梨県	131	24	2
長野県	572	86	34
岐阜県	244	63	17
静岡県	1,039	246	197
愛知県	1,082	208	146
三重県	584	96	35
滋賀県	245	62	45
京都府	158	24	16
大阪府	382	115	15
兵庫県	634	191	58
奈良県	75	14	18
和歌山県	164	19	12
鳥取県	164	19	19
島根県	217	34	26
岡山県	415	98	46
広島県	521	149	109
山口県	513	136	87
徳島県	145	34	14
香川県	206	38	49
愛媛県	518	91	56
高知県	159	25	17
福岡県	755	180	76
佐賀県	217	40	45
長崎県	283	28	26
熊本県	348	49	36
大分県	322	63	39
宮崎県	294	46	72
鹿児島県	403	43	40
沖縄県	117	27	24
全国計	19,076	3,901	2,295

d) 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
法第18条 報告徴収	30,915	24,900	28,936	16,929	45,028	40,576	34,621	35,349	33,582	23,425
法第19条 立入検査	86,749	99,558	111,715	118,188	129,096	119,043	129,753	125,332	161,203	180,291
法第12条の6 勸告	0	0	0	0	8	1	0	31	22	6
法第14条の3の2 許可の取消し	7	27	49	71	239	312	607	884	722	732
法第14条の3 停止命令	40	50	61	156	102	91	87	72	88	77
法第14条の6 許可の取消し	2	5	7	4	21	49	26	40	33	33
法第14条の6 停止命令	3	4	8	19	14	16	11	9	9	18
法第15条の3 許可取消し	0	2	0	6	24	37	33	21	42	40
法第15条の2の6 改善命令	10	32	56	31	44	80	63	44	38	22
法第15条の2の6 停止命令	5	7	11	13	23	47	54	22	28	18
法第19条の3 改善命令	68	118	173	108	179	159	107	107	100	71
法第19条の5 措置命令	15	44	29	45	115	120	81	85	75	59
法第19条の6 措置命令	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0

#### 4. 産業廃棄物広域認定等に関する状況（平成19年度実績）について

##### (1) 産業廃棄物広域認定の実績について

広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理については、従来、「広域再生利用指定制度」により、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進してきたところであるが、廃棄物の適正処理をより一層促進させるため、平成15年12月に従来の広域再生利用指定制度をより強化する形で「広域認定制度」が創設された。平成19年度における広域認定対象産業廃棄物ごとの回収量及び平成19年度末において認定されている認定数は次に示すとおりである。

表4-1 産業廃棄物広域認定業者回収量（平成19年度実績）

対象産業廃棄物	回収量 (t)		認定数	
石膏ボード、石膏製品	249,314	(245,258)	1	(1)
窯業系サイディング	41,066	(36,002)	5	(5)
事務機器、情報通信機器又は情報処理機器	50,738	(55,566)	27	(23)
軽量気泡コンクリート	2,884	(1,909)	3	(3)
工業用研削砥石	1,104	(1,089)	4	(3)
鋳物砂	10,097	(10,067)	1	(1)
ロックウール	1,425	(1,332)	4	(3)
グラスウール	359	(370)	4	(4)
パーティクルボード	6,213	(3,497)	4	(4)
けい酸カルシウム板及びゾノライト系けい酸カルシウム	574	(405)	4	(3)
木毛セメント板	20	(7)	1	(1)
タイル、ブロック、衛生陶器	69	(58)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン	6,304	(5,883)	4	(4)
発泡スチロール	120	(98)	1	(1)
ポリオレフィン床材	0	(0)	2	(1)
金属樹脂複合板	67	(55)	1	(1)
木粉入樹脂製成形材	19	(24)	1	(1)
ポリエステル繊維製品（ユニホーム）	32	(64)	8	(2)
表面保護フィルム	20	(18)	1	(1)
浸漬型膜分離装置	181	(102)	2	(2)
梱包用バンド	0	(0)	2	(2)
住宅設備機器	3,494	(819)	5	(1)
蛍光灯	42	(47)	1	(1)
高輝度放電灯及び紫外線発光放電灯	7	(6)	1	(1)
建築部材	57,806	(59,578)	6	(3)
原動機付自転車及び自動二輪車	142	(162)	17	(17)
FRP 船	438	(467)	1	(1)
小形充電式電池	1,307	(1,164)	1	(1)

密閉型鉛蓄電池、開放型鉛蓄電池、開放型アルカリ蓄電池、電源装置	496	(190)	4	(1)
陶器瓦	0	(0)	1	(1)
粘土瓦	0	(0)	0	(1)
プラスチック製容器	409	(276)	3	(1)
吸収冷温水機、冷却塔、ファンコイルユニット、太陽熱温水器（集熱器）	1,246	(1,103)	1	(1)
ナイロン6製産業用ネット	0	(2)	1	(1)
透析用監視装置、透析液供給装置及び透析装置	6	(0)	1	(1)
消火器	4,895	(575)	7	(3)
UV ランプ	0	(0)	1	(0)
マットレス	0	(0)	1	(0)
環境試験器	0	(0)	1	(0)
プレフロアーシステム	0	(0)	1	(0)
発泡プラスチック断熱材	0	(0)	1	(0)
ゴムクローラー	25	(0)	1	(0)
紙製コンクリート型枠用堰板	0	(0)	1	(0)
合計	440,919	(426,192)	138	(102)

注) 1. ( ) 内は、前年度の実績である。

(2) 産業廃棄物再生利用認定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、生活環境の保全上の支障がなく確実な再生利用を行うことのできる産業廃棄物について、対象産業廃棄物と再生利用の方法を環境大臣が定め、事業者の申請により認定し、処理業の許可及び施設設置の許可を不要とする「再生利用認定制度」が設けられている。平成19年度におけるこの認定制度による再生利用の実績は次のとおりである。

表4-2 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成19年度)

再生利用の内容	再生利用量	再生品数量	再生に伴い生じた廃棄物の数量	認定業者数
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用	(135,231 t)	(64,475,438 t)	(0 t)	(23)
	119,831 t	36,262,994 t	0 t	23
廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	(1,841 t)	(1,642 t)	(33 t)	(5)
	729 t	666 t	61 t	5
廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品（ゴムと鉄を原料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。）を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用	(48,130 t)	(6,257 t)	(0 t)	(1)
	0 t	0 t	0 t	1
廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用*	(15,916 t)	(9,411,372 t)	(0 t)	(17)
	16,383 t	8,135,266 t	0 t	17
シリコン汚泥（半導体製造、太陽電池製造又はシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じた汚泥に限る。）を転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用	(2 t)	(3 t)	(0 t)	(1)
	0 t	0 t	0 t	0
合計	(201,120 t)	—	(33 t)	(47)
	136,943 t		61 t	46

- 注) 1. ( )内は、前年度の実績である。  
2. 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する実績については一般廃棄物の実績も含む。

(3) 産業廃棄物広域再生利用指定の実績について

広域認定制度の創設により当該制度と同一の制度趣旨を有する「広域再生利用指定制度」は、法制的に上位の広域認定制度に吸収させるために廃止をしたが、広域再生利用指定制度により指定を受けている者については従来どおりの取扱いを可能とする経過措置を設けている。平成19年度における指定産業廃棄物ごとの回収量及び平成19年度末において指定されている指定数は次に示すとおりである。

表4-3 産業廃棄物広域再生利用指定業者回収量（平成19年度実績）

指定産業廃棄物	回収量 (t)		指定数	
廃タイヤ	333,950	(329,431)	2	(2)
石膏ボード、石膏製品	38,880	(38,194)	1	(1)
廃パチンコ台	2,662	(2,536)	8	(8)
情報通信機器又は情報処理機器	22	(81)	2	(3)
軽量気泡コンクリート	0	(1,270)	0	(1)
工業用研削砥石	1,188	(1,188)	1	(1)
ドナーフィルム	0	(44)	0	(1)
ロックウール	82	(473)	1	(3)
パーティクルボード	76	(1,891)	1	(2)
実験用動物輸送容器	411	(371)	2	(2)
クリーニング用ハンガー	25	(18)	1	(1)
プラスチック製雨樋	13	(15)	1	(1)
電子部品製造装置	5	(3)	1	(1)
ビニル系床材	13	(27)	1	(1)
合計	377,327	(375,541)	22	(28)

- 注) 1. ( ) 内は、前年度の実績である。  
 2. 廃パチンコ台の回収量については、20kg/台として計算した。

## 5. 産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

[産業廃棄物行政組織等調査（平成18年度実績）による]

### (1) 最終処分場の残存容量（平成19年4月1日現在）

最終処分場の残存容量は約17,850万m<sup>3</sup>であり、前年度から約775万m<sup>3</sup>（約4.2%）減少した。

表5-1 最終処分場の残存容量（平成19年4月1日現在）

(単位:m<sup>3</sup>)

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		19,057 (19,810)
安定型処分場	総数	77,216,843 (76,489,791)
管理型処分場	総数	101,262,851 (109,742,463)
	うち海面埋立	20,453,929 (33,726,874)
計		178,498,751 (186,252,064)

注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設等である。  
 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。  
 3. ( ) は、前年度の調査結果である。

### (2) 最終処分場の残余年数（平成19年4月1日現在）

平成18年度の最終処分量及び平成19年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では8.2年であるが、首都圏では3.9年と前年度と同様に厳しい状況にある。

表5-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（平成19年4月1日現在）

区分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万m <sup>3</sup> )	残余年数 (年)
全国	2,180 (2,423)	17,850 (18,625)	8.2 (7.7)
首都圏	594 (659)	2,228 (2,229)	3.9 (3.4)
近畿圏	331 (422)	1,928 (2,612)	5.8 (6.2)

注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。  
 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。  
 2. 残余年数=残存容量/最終処分量とする。(tとm<sup>3</sup>の換算比を1とする)  
 3. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

